

請 願 書

令和5年3月6日

郡山市議会議長
塩 田 義 智 様

郡山市朝日一丁目10-11
郡山五中OBOG有志の会
代 表 増 子 英 一

紹介議員 吉 田 公 男
蛇 石 郁 子
飯 塚 裕 一
高 橋 善 治

インボイス制度導入の中止を求める意見書提出の請願

〔請願趣旨〕

2023年10月から導入されようとしているインボイス制度は、企業全体の4割にあたる年間売上高1,000万円以下の個人事業主を社会から締め出そうとする悪法です。今まで、年間売上高1,000万円以下の個人事業主は事業活動の中で発生した消費税は事業の一部として受け取っていました。しかし、10月からは、「適格請求書」（インボイス）を発行する課税事業者として登録し、取引の中で生じる消費税の差額を納税しなさいという制度です。

事業者登録番号を取り課税業者になるか、今まで通り免税業者でいるかは自由です。しかし、大手事業者は、消費税分を控除できない免税業者とは取引したくありません。消費税分を値引きするよう求めたり、課税事業者になるよう要求してくるのは目に見えています。事業者登録番号を取って大変な事務作業を経た後、利益は下がるでは、廃業を決める個人事業主が多数出ることになるでしょう。

企業全体の4割を占める零細企業の売上は企業全体の0.5%にすぎません。そのような弱者をいじめて、フリーランスや起業者を生みにくい社会を作ることになりかねません。国は「スタートアップ企業10倍増」を目標にしていますが、インボイスはこれに大きな水を差すこととなります。生涯現役時代に向け65歳以上の人が起

業する割合が起業者全体の44%を占めているとの情報もある中で、シニア起業も困難になるし、シルバー人材センターの経営も厳しいものになるでしょう。

以上により、すべての事業者が将来も安定して活動できるよう、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるようお願いいたします。

[請願事項]

インボイス制度の欠陥を見抜き、10月からの導入を中止するよう、国に意見書を提出すること。

請 願 書

令和5年3月6日

郡山市議会議長
塩 田 義 智 様

郡山市小原田二丁目23-15
郡山地方労連内
郡山年金者の会
会 長 遠 藤 孝 子

紹介議員 吉 田 公 男
渡 部 龍 治
箭 内 好 彦
蛇 石 郁 子
飯 塚 裕 一
高 橋 善 治

国民健康保険税の負担軽減を求める請願

〔請願趣旨〕

国民健康保険は憲法第25条に基づく社会保障制度で、皆保険制度を根底で支えるセーフティネットの役割を果たしています。しかし、国保税が協会けんぽや組合健保の保険料に比べて異常に高い「構造的な問題」を抱えています。

加入者は年金暮らしの高齢者、自営業者、非正規雇用など収入の少ない人が多く、国や自治体が財政支援を行って国保税の負担軽減に努める責任があります。

また、異常な物価高騰と年金額の減少が私たちの生活に追い打ちをかけました。

「国保税はなぜこんなに高いの?」「国保税が年収の1割を超える」「食費を削って支払いに充てている」など、痛切な市民の声が上がっています。

昨年4月からは全国知事会などからの要望が強かった国民健康保険税の子どもの均等割額の負担軽減について、国民健康保険法の改正で未就学児5割減額が実施されました。しかし、子どもにまで国保税をかけるのは、健康保険組合などとの公平性の観点からも根本的に見直すべきです。一人当たりの国保税は中小企業の労働者

が加入する協会けんぽの1.3倍、大企業の労働者が加入する組合健保の1.7倍に上ります。国保税には家族の数に応じて負担が増える均等割があるため、子育て世帯などでは、国保と協会けんぽの保険料の格差は2倍にまで広がることになります。

「均等割」は、家族に子どもが増えると負担が重くなり、子どもの貧困解消や子育てに関する様々な負担軽減策を進める足かせになっています。

国民皆保険制度の基礎である国民健康保険が、市民のいのちと健康を守る役割を發揮するために、地方自治法第99条の規定により、国に対して、国費の増額や制度の改善を求めることとあわせ、議会として本請願を採択し、国民健康保険税の引き下げをはじめとした本市の国保施策を前に進めるべきという趣旨から、以下のことをお願いいたします。

[請願事項]

- 1 国保事業へ国費1兆円を投入するよう国に意見書を提出すること。
- 2 国民健康保険税を協会けんぽの保険料並みに引き下げること。
- 3 国保税を高くする原因となっている子供の「均等割」を廃止すること。

請 願 書

令和5年3月6日

郡山市議会議長
塩 田 義 智 様

郡山市小原田二丁目23-15
郡山地方労連内
郡山年金者の会
会 長 遠 藤 孝 子

紹介議員 吉 田 公 男
渡 部 龍 治
箭 内 好 彦
蛇 石 郁 子
飯 塚 裕 一
高 橋 善 治

後期高齢者医療の保険料の引き下げ、75歳以上の一定所得以上の高齢者の窓口負担の2倍化中止を求める請願

〔請願趣旨〕

今日、国民生活に大きな影響を与えている異常な物価高騰、年金支給額の削減などで、高齢者の生活はいっそう厳しい状況になっています。併せて、昨年10月から75歳以上の一定所得のある高齢者の窓口負担が2割になりました。生活水準の悪化と窓口負担増・保険料負担は、受診抑制・疾病の重症化につながります。

「後期高齢期の生活と意識に関する調査報告書（日本高齢期運動連絡会 2022年10月）」には、医療費窓口2倍化は、「後期高齢期」の高齢者の受療抑制を引き起こし、結果として、そのステージにある高齢者の健康悪化をもたらし、場合によっては死亡率を上昇させ、平均寿命の延伸を妨げるなどの変化を招来させると指摘しています。

こうした状況にもかかわらず、国は「後期高齢者の保険料賦課限度額の引き上げ」、「高齢者支援金の負担割合の見直し」及び「後期高齢者医療制度も含めた出

産育児金の負担の仕組みの導入」を検討していると伝えられます。高所得者の保険料の年間上限額を現行の66万円から80万円に引き上げるほか、保険料で負担する総額も高齢者の人口増に応じて増やす仕組みを導入するとしています。

いま必要なことは、高齢者の暮らし・いのち・健康を守るために、窓口負担2割化の中止や保険料の引き下げを緊急に行うことです。

つきましては、以上の趣旨を踏まえ議会として本請願を採択し、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるよう請願いたします。

〔請願事項〕

- 1 後期高齢者医療制度の保険料を引き下げること。
- 2 75歳以上の一定所得以上の高齢者の医療費窓口負担2倍化を中止すること。

請 願 書

令和5年3月7日

郡山市議会議長
塩 田 義 智 様

郡山市島一丁目17-18
郡山市の高齢ドライバー免許返納促進のため
に高齢者バス無料を推進する会
代 表 高 村 幸 子

紹介議員 箭 内 好 彦
蛇 石 郁 子
岡 田 哲 夫
八重樫 小代子

郡山市における高齢ドライバー免許返納を促進するために高齢者の乗
り合いバス無料化を求める請願

〔請願趣旨〕

昨年（令和4年）福島県福島市において、97歳男性ドライバーによる5人を死傷させた交通死亡事故が発生しました。この事故は全国的にも波紋を広げ、高齢ドライバーの免許自主返納が進まない実態と、免許のない生活を支える難しさを、改めて認識させられる事故となりました。福島市においては、少なくとも15年以上前から、75歳以上の高齢者の乗り合いバス無料事業を実施しております。該当年齢に達すると自動的に高齢者のバス料金無料カードが自宅に届き、高齢者はそれを使って、買い物や通院、趣味や知人との交流のために乗り合いバスを利用して活動しています。運転免許を返納した後でも、生活の質を変えずに日常生活を維持し続けることによって、心身の健康は保たれる状況になっております。福島市と同様の高齢者バス生涯無料の事業は、二本松市、仙台市なども行っております。

郡山市は高齢者健康長寿サポート事業を行っており、年間最大で8,000円分の補助となっております。免許自主返納者に対しては、初年度のみ5,000円分のバス・タクシーチケットが配付されます。

郡山市がこれまでの高齢者サポート事業の他に、高齢者の日常生活の維持と安全を確保し運転免許証自主返納を促進するためにも、高齢者の乗り合いバス無料事業にも取り組まれる必要性があると考え、以下の事項についてお願いします。

[請願事項]

郡山市において従来の高齢者サポート事業の他に、75歳以上の高齢者の乗り合いバス利用料を無料にする事業にも取り組むこと。

請 願 書

令和5年3月7日

郡山市議会議長
塩 田 義 智 様

郡山市島二丁目9-18
郡山医療生活協同組合
理 事 長 坪 井 正 夫

紹介議員 吉 田 公 男
渡 部 龍 治
箭 内 好 彦
蛇 石 郁 子
岡 田 哲 夫
八重樫 小代子

保険調剤薬局への無料低額診療事業に関する請願書

〔請願趣旨〕

社会福祉法第2条第3項第9号の規定に基づく無料低額診療事業は、生活困窮者が経済的な理由によって必要な医療を受けられるよう無料又は低額な料金で診療を行う事業であり、その際の調剤費については院内調剤は無料又は低額になるが、院外調剤は適用されない状況です。

医薬分業政策が進んだことにより、院外調剤費についての課題が生じていることから、院外調剤費についても適用されるよう制度の拡充を図ることが必要です。

このことにつきましては、郡山市が令和4年8月23日付国の予算要望の中で「無料低額診療事業制度の改善について」の意見書を提出しているところです。

つきましては、郡山市議会において、院外調剤費についても無料低額診療事業が受けられるよう、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるよう請願いたします。

〔請願事項〕

貴議会より国に対して保険調剤薬局も無料低額診療事業の対象とするよう意見書を提出してほしいこと。

請 願 書

令和5年3月7日

郡山市議会議長

塩 田 義 智 様

郡山市三穂田町駒屋字柏坊1

ミナセンなかどおり

代 表 吉 川 一 男

紹介議員 吉 田 公 男

箭 内 好 彦

蛇 石 郁 子

岡 田 哲 夫

八重樫 小代子

原発回帰を招くGX法案に関する請願書

〔請願趣旨〕

岸田政権が閣議決定したGX法(GX脱炭素電源法)案は、今も続く「原子力緊急事態宣言」下に暮らさざるを得ない私たち福島県民にとって、到底容認できないことです。この法案が示す原発60年超運転、新增設方針への転換は、福島原発事故の反省と教訓を忘れ、被害者、避難者の犠牲を踏みにじるものです。福島第一原発の事故は今も収束せず続いています。福島県の7つの市町村に今も帰還困難区域が存在します。少なく見積もっても3万人以上の人々が故郷に帰ることができていません。2011年の福島原発事故後、福島県は脱原発の方針を決定し、再生可能エネルギーの開発に努力してきました。事故後、県内各地に太陽光発電などの施設が数多くみられるようになりました。東電福島第一原発事故の反省とその教訓を生かした新しいエネルギー政策を、政府は目指してきたはずなのに、今回の原発の再稼働、新增設、新型炉の開発、原発の運転期間の延長などの政策は、再度の原発事故を招くことになりかねません。今まさに、トルコ・シリアで大地震が起こり尊い命が奪われ大きな被害をもたらしています。同じく地震が頻発し、津波に襲われる可能性が高い日本の地で原発推進策をとるべきではありません。

つきましては、原発回帰を招くGX法案に係る以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるようお願いいたします。

[請願事項]

- 1 高経年化した原子炉の使用の撤回
- 2 原発の運転期間の実質延長の撤回
- 3 エネルギー安定確保、脱炭素のための原子力の使用の撤回
- 4 次世代革新炉の開発、建設の撤回

請 願 書

令和5年3月7日

郡山市議会議長
塩 田 義 智 様

郡山市虎丸町7-7
日本労働組合総連合会
福島県連合会郡山地区連合会
議 長 小 林 伸 吾

紹介議員 吉 田 公 男
渡 部 龍 治
箭 内 好 彦
蛇 石 郁 子
名 木 敬 一
岡 田 哲 夫
廣 田 耕 一
八重樫 小代子
大 城 宏 之

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出について

〔請願趣旨〕

新型コロナウイルス感染症は、ワクチン接種も進み、経済はゆるやかな回復基調を見せているものの、製造業を中心に海外サプライチェーンの影響が続き、部品不足、資材不足の影響で未だ生産調整など余儀なくされています。さらには、第8波の拡大も懸念される中において、県内の雇用と労働環境に及ぼす影響は未知数です。

また、国際情勢に起因する急激な物価上昇や円安の影響により、働く者の生活はより厳しさを増しており、経済・物価上昇に合った賃上げが喫緊の課題となっています。

加えて、コロナ禍以前からの課題である人手不足を補うための外国人労働者の増加やパート労働者、契約社員・派遣社員など雇用形態の多様化も依然としてあり、

勤労意欲喚起による生産性向上と社会の格差是正を目的とした政府の同一労働同一賃金の趣旨に鑑みるとともに、コロナ感染の影響を見据えたセーフティネットの強化策及び人口流出抑制策としても最低賃金引き上げと早期発効は重要な政策でもあります。

つきましては、「賃金の経済政策」としての最低賃金引き上げの重要性を強く認識し、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるようお願いいたします。

[請願事項]

1 福島県最低賃金は、早期に1,000円を目指した引き上げを行うこと。

特に、国際情勢に起因する急激な物価上昇や円安の影響により、働く者の生活はより厳しさを増しており、経済・物価上昇に合った賃上げが喫緊の課題である現状を踏まえるとともに、政府の「骨太の方針2022」で、早期に最低賃金全国平均1,000円以上となることを目指すとした政府の積極姿勢を重く受け止めていただきたい。

2 中小企業等が最低賃金引き上げ原資捻出のため、価格転嫁を始めとした環境整備の充実、強化を図ること。

3 最低賃金引き上げは賃金の多寡と人口移動の相関関係も示されており、労働力確保や人口流出抑制等も多様な政策誘導として取り組むこと。

4 福島県最低賃金の改定諮問時期は、労働者間の均衡や景気への影響も考慮し、可能な限り早め早期の発効に努めること。